

第 3 次自転車総合計画施策の実施状況

施策			計画					事業計画	実施状況	実施内容	課題・備考																						
			H27	H28	H29	H30	H31																										
のる	1	自転車と他の交通手段との連携【新規】	■ ■ ■	→				サイクル＆モノレールライド・バスライドの促進	△	・高松駅で実施しているレンタサイクルを継続した。 ・平成 30 年7月に砂川七番駅において、砂川七番駅西自転車駐車を開設。周辺の放置状況が改善した。	・サイクル＆バスライドの推進については、前計画からの継続課題であるが、実施に至っていない。 →①バス停至近の用地確保が困難であること、②砂川四番バス停前にスペースを設置しているが、実際はあまり利用されていないこと、以上二点から、実効性に課題があると言える。 ・立飛駅周辺において自転車駐車場の設置に至らなかった。 →立飛駅の路上における整備について検証を行った。																						
	2	自転車の共同利用【継続】	→				商業・観光関係者等と連携したレンタサイクル・コミュニティサイクルの促進	△	・商工会議所主催の交通円滑化懇談会・回遊性向上ワーキング及び協議会で商業・観光関係者等との協議を実施した。	・商業・観光関係者との役割分担を明確化し、市としてのコミュニティサイクルへの関わり方を検討する必要がある。 ・平成 29 年度 11 月に開催された、多摩地区9市による広域連携サミットで、コミュニティサイクルの広域連携について提起された。その後、担当者レベルでの協議を2回実施した。 ・近隣市の動き																							
			再開発地区における自転車駐車場の有効活用	○	・平成 29 年8月より立川駅北口西地区有料自転車駐車場において、指定管理者の自主事業としてレンタサイクルT-BIKEを実施中。	<table><tr><th>自治体名</th><th>実施内容</th><th>実施期間</th></tr><tr><td>国立市</td><td>実証実験(メルチャリ)</td><td>平成 30 年 8 月～11 月</td></tr><tr><td>国分寺市</td><td>本格実施(のりすけ)</td><td>平成 30 年 12 月～</td></tr></table> ・指定管理者の自主事業として実施しているため、指定管理者が変更になった場合の継続性が課題である。	自治体名	実施内容	実施期間	国立市	実証実験(メルチャリ)	平成 30 年 8 月～11 月	国分寺市	本格実施(のりすけ)	平成 30 年 12 月～																		
	自治体名	実施内容	実施期間																														
国立市	実証実験(メルチャリ)	平成 30 年 8 月～11 月																															
国分寺市	本格実施(のりすけ)	平成 30 年 12 月～																															
3	多様な自転車利用の推進【継続】	→				地域組織と連携した自転車利用の促進	○	・ポタリング事業「たちポタ」の実施において、商工会議所及びサイクルレーシングチーム東京ヴェントスと連携している。平成 29 年度より、市自転車等駐車場の指定管理者が同事業に自転車を提供している。	○	・現状、民間主体で事業を実施している。官民の役割分担を明確化する必要がある。																							
		サイクルステーション等を活用したイベント開催の検討	○	・たちかわ創造舎において、じてんしゃの学校を実施している。 ・たちかわ創造舎を拠点として、サイクリングイベント「たまライド」を実施している。 ・立川競輪場において、子ども向けの自転車教室の継続実施、たちかわ競輪 de 運動会(平成 28 年度～)、サイクルサッカーイベント(平成 30 年度)を実施し、自転車乗車の啓発を行った。																													
4	交通安全・マナー【継続】	→				関係機関や団体等と連携した交通ルールの周知徹底	△	・自転車運転免許証交付事業 市内の全小学校で3年生を対象に交通安全教室を実施している。学科や実技の講習の後、試験の合格者に氏名及び顔写真入りの自転車運転免許証を交付している。また、平成 30 年度には、交通安全教室用信号機等を市内全 19 小学校へ配備し、交通安全教室の一層の充実を図る予定である。 ・自転車交通安全教室(スクエアドストレイト方式) 市内9校ある中学校のうち、毎年度3校ずつ実施している。 ・自転車安全点検キャンペーン 市内有料自転車等駐車場の指定管理者の提案事業として実施している。 ・レンタサイクル利用者に向けた交通安全啓発DVDの視聴 市内有料自転車等駐車場の指定管理者が自主事業として実施しているレンタサイクル(T-BIKE)の会員登録時に、約 15 分の交通安全啓発DVDの視聴を義務付けている。 ・ホームページにて、保険加入の案内を実施している。	・高齢者を対象とした周知啓発の充実。 ・自動車利用者への広報・啓発(自転車は車道走行が原則のため) ○乗車用ヘルメットに関して ・「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において、乗車用ヘルメットの着用が努力義務とされている。 ・平成 27 年から 29 年都内の自転車事故死亡者の損傷部位のうち、71%が頭部の損傷となっている。(警視庁データ) ○自転車保険加入の促進について ・「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において、自転車損害賠償保険等への加入が努力義務とされている。 ・自転車保険の認知度は高い(90.6%)が、加入率は低い(55.1%)というデータがある。(埼玉県データ) ⇒上記二点については、国・東京都・他自治体の動向を注視するとともに、促進・啓発の方法を検討する。																								
はしる	5	自転車走行空間の整備【継続】	■ ■ ■	→				安全な自転車走行空間の整備	○	<table><tr><th></th><th>整備年度</th><th>整備延長(m)</th></tr><tr><td rowspan="3">第2次計画期間</td><td>平成 20 年度</td><td>210</td></tr><tr><td>平成 24 年度</td><td>2,350</td></tr><tr><td>小計</td><td>2,560</td></tr><tr><td rowspan="4">第3次計画期間</td><td>平成 28 年度</td><td>1,300</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>21,890</td></tr><tr><td>平成 30 年度(12 月時点)</td><td>2,250</td></tr><tr><td>小計</td><td>25,440</td></tr><tr><td>総計</td><td colspan="2">28,000</td></tr></table> ・旧庁舎周辺の整備は、道路整備にあわせて平成 30 年度に完了した。 ・事故多発路線を中心に整備し、東京都や警視庁の施工路線との連続性を重視した計画を立てており、ネットワーク計画の策定は行っていない。 ・現在整備指針及び整備計画の策定を検討している。 ・交通管理者や道路管理者等と協力し、車道走行を原則とした整備(自転車道、自転車レーン)や自転車ナビマークなどの法定外表示による自転車走行空間の明確化を進めている。		整備年度	整備延長(m)	第2次計画期間	平成 20 年度	210	平成 24 年度	2,350	小計	2,560	第3次計画期間	平成 28 年度	1,300	平成 29 年度	21,890	平成 30 年度(12 月時点)	2,250	小計	25,440	総計	28,000		・道路交通法改正(平成 27 年 6 月施行)によって自転車安全利用の厳格化が進んでおり、それに伴い自転車の車道走行のための環境整備の必要性が高まっている。 ・実証実験を終え、平成 28 年度の市道2級 17 号線における整備を足掛かりに走行環境整備を本格実施している。別紙「第 3 次自転車総合計画目標値の達成状況」で示している通り、整備状況は目標値に対して大きく上回ることができた。 ・近隣市、東京都、交通管理者についても積極的に整備を進めており、今後は多様な主体による施工路線との連続性や整備方法を調整していく必要がある。
	整備年度	整備延長(m)																															
第2次計画期間	平成 20 年度	210																															
	平成 24 年度	2,350																															
	小計	2,560																															
第3次計画期間	平成 28 年度	1,300																															
	平成 29 年度	21,890																															
	平成 30 年度(12 月時点)	2,250																															
	小計	25,440																															
総計	28,000																																

と め	6	自転車駐車場の計画的な整備【継続】						将来的な改廃や将来需要に備えた自転車駐車場及び駐車特性に対応した駐車環境の計画的な整備	△	・状況変化に応じて、施設の改廃を実施した。	<table><tr><th>実施年度</th><th>新規施設</th><th>廃止施設</th></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>北口西地区、曙町一丁目東</td><td>南口第一、北口臨時</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>南口西、南口東臨時、砂川七番西</td><td>南口第二</td></tr><tr><td>平成 31 年度</td><td>南口第二臨時、西武立川駅北口路上</td><td></td></tr></table>	実施年度	新規施設	廃止施設	平成 28 年度	北口西地区、曙町一丁目東	南口第一、北口臨時	平成 30 年度	南口西、南口東臨時、砂川七番西	南口第二	平成 31 年度	南口第二臨時、西武立川駅北口路上		・立飛駅における対策については継続的に検討する必要がある。 ・地域の駐車特性を整理し、計画的な整備が必要である。
			実施年度	新規施設	廃止施設																			
	平成 28 年度	北口西地区、曙町一丁目東	南口第一、北口臨時																					
	平成 30 年度	南口西、南口東臨時、砂川七番西	南口第二																					
	平成 31 年度	南口第二臨時、西武立川駅北口路上																						
							自転車駐車場の有効活用及び効果的・効率的な管理運営	○	<table><tr><th>実施年度</th><th>実施内容</th></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>距離特性・施設特性を考慮した料金改定を実施した。</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>迷惑行為が頻発していた南口立体入口に防犯カメラを設置した。</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>指定管理者選定時に利用料金制について検討し、機器リース料等の費用整理を理由として採用を見送り。平成 36 年度以降の利用料金制採用を継続検討していく。</td></tr><tr><td>平成 31 年度</td><td>施設利用の平準化を目的として、一部施設における料金改定について検討を行う。</td></tr></table>	実施年度	実施内容	平成 27 年度	距離特性・施設特性を考慮した料金改定を実施した。	平成 29 年度	迷惑行為が頻発していた南口立体入口に防犯カメラを設置した。	平成 30 年度	指定管理者選定時に利用料金制について検討し、機器リース料等の費用整理を理由として採用を見送り。平成 36 年度以降の利用料金制採用を継続検討していく。	平成 31 年度	施設利用の平準化を目的として、一部施設における料金改定について検討を行う。	・防犯カメラ等設置物の管理、メンテナンスを計画的に行っていく必要がある。 ・平成 27 年度に実施した料金改定の効果検証及び面的な利用率の平準化の検討を行う。				
	実施年度	実施内容																						
	平成 27 年度	距離特性・施設特性を考慮した料金改定を実施した。																						
	平成 29 年度	迷惑行為が頻発していた南口立体入口に防犯カメラを設置した。																						
	平成 30 年度	指定管理者選定時に利用料金制について検討し、機器リース料等の費用整理を理由として採用を見送り。平成 36 年度以降の利用料金制採用を継続検討していく。																						
平成 31 年度	施設利用の平準化を目的として、一部施設における料金改定について検討を行う。																							
7	民間自転車駐車場の整備【継続】						附置義務自転車駐車場の適正な運用及び対象用途の見直し	×	実施していない。	・近年、民間の動きとしてシェアサイクルや狭小スペースを活用した駐輪場のサービスが活発になっている。 ・上記の動向や他自治体の調査等をふまえ、条例の実効性の検証を行う。														
							民間自転車駐車場の補助制度の検討	×	実施していない。															
8	放置対策【継続】						放置禁止区域の指定・拡大や撤去体制などのあり方検討	○	・平成 30 年度に玉川上水駅北側及び砂川七番駅において放置禁止区域の指定を実施した。 ・平成 31 年度に武蔵砂川駅前広場の整備に伴い、放置禁止区域を拡充予定。 ・夜間の駅周辺放置収容状況を調査し、夜間放置対策について検討した。	・別紙「第 3 次自転車総合計画目標値の達成状況」で示している通り、市内放置自転車台数は目標値に対して大きく減少した。														
							放置しにくい空間の創出	○	・モノレール立川南駅において、実験的にベンチ及びフラワーポットの設置を行った。															
							民間と協働で取り組む放置対策	○	放置自転車クリーンキャンペーンを継続実施した。		・より効果的なクリーンキャンペーンの実施方法について検討を行う。													

注／■■■ 検討期間、➡ 実施期間、実施状況…×:実施していない △:一部実施 ○:実施している

【課題及び検討の方向性について】

○施策の実効性について

- ・サイクル&バスライド、立飛駅における自転車駐車場整備
→前計画以前からの継続案件となっており、計画への位置づけの妥当性等を検証していく。

○官・官・民の役割分担について

- ・自転車利用の推進、サイクルイベントの実施
→現状、民間主体で実施しており、市としての役割の再検討を行う。
- ・自転車等駐車場の管理運営手法について
→現行の管理運営手法に囚われない効果的・効率的な管理運営手法について検討を行う。
- ・広域的な連携について
→他自治体との境目に位置する駅（西立川駅、玉川上水駅、西武立川駅、武蔵砂川駅等）においては、駅勢圏の視点から、自転車駐車場の整備等について広域的な連携の検討を行う。

○実施に向けた検討について

- ・附置義務自転車駐車場の適正な運用及び対象用途の見直し、民間自転車駐車場の補助制度の検討
→第 3 次の計画期間中に実施に至っていないため、実施の可否を含めて検証を行う。
- ・レンタサイクル、シェアサイクル
→レンタサイクルの継続、広域的な連携のあり方等について検討を行う。

○自転車総合計画と自転車活用推進計画との関係性について

- 自転車活用推進法(平成 29 年 5 月施行)において、市町村の自転車活用推進計画策定が努力義務として規定されている。
これまでの計画の内容を踏まえながらも自転車活用に関する施策の充実を図り、立川市版自転車活用推進計画として位置付けることについて検討する。